

## ④ 資本金ゼロの会社の交際費の枠

**Q** : 当社は、資本金ゼロの会社です。交際費は、資本金等の金額によって取扱いが異なりますが、ゼロの場合はどうなりますか？

**A** : 次のようになります。

### 【解説】

法人税では、交際費等のなかには冗費的支出も多いことから、その支出を抑制し資本蓄積を促進するため、交際費等に一定の限度額を設け、その限度額を超える金額については損金の額に算入しないこととされています。

つまり、法人税では営業活動に必要な交際費等を支出したとしても、全額が損金にはならず、その支出した交際費等に対しても税金が課されることになっているのです。

これを交際費課税といいますが、損金に算入されない金額は、その会社の期末資本金の額によって、次のように定められています。

#### ① 1億円以下の場合

年400万円と支出交際費の額のいずれか少ない額(A)

$$(A) - (A) \times 10\% = \text{損金算入限度額}$$

#### ② 1億円超の場合

ゼロ(全額損金不算入)

なお、資本金ゼロの会社は、資本又は出資を有しない法人として捉えず、資本金等の額を0円有する法人として取り扱うことになっていますので、上記①の取扱いによることとなります。

